

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

昭和 63 年 4 月から加入していた共済組合の任意継続組合員資格が平成元年 3 月末で切れたため、A 村役場(現在は、B 市)で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った際、「任意継続組合員であった期間も国民年金に加入する義務があるので、遡って納めるように。」と言われたので、遡って加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納めたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格取得日については、A 村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では平成元年 4 月 1 日とされているが、申立人の所持する年金手帳では、昭和 63 年 4 月 1 日と記入され、A 村の押印が確認できることから、行政側の国民年金被保険者記録管理に不手際が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者における資格取得日等の状況から、申立人は、平成元年 4 月頃加入手続を行ったと推認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、申立人は、「手元に 10 万円くらいあったので、それで納付した。」と主張しているところ、申立期間の保険料額は 9 万 2,400 円であることから、その主張に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立期間は 1 年と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 10 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 29 年 3 月 30 日から 33 年 10 月 4 日まで

A社及びB社に勤めていた申立期間①及び②について、脱退手当金を支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のB社における資格喪失日（昭和 33 年 10 月 4 日）前の同年 9 月 1 日にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、脱退手当金支給日とされている同年 12 月 30 日の 2 日前である同年 12 月 28 日まで被保険者期間が継続していることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿（旧台帳）には脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨の記録と考えられる「33. 11. 5 回答済」の印が確認できることから、当該脱退手当金は、C社における厚生年金保険被保険者期間中に請求されたものと考えられ、脱退手当金の支給そのものに疑義が認められる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

長野厚生年金 事案 1090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

A社に昭和52年3月31日まで勤務し、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うが、同年3月が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿により、申立人は、当該事業所に昭和52年3月31日まで継続して勤務したことが認められる。

また、事業主は、「申立人は労働者名簿の記載のとおり昭和52年3月31日まで在籍していたことから、同年3月分の保険料を控除していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の昭和52年2月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の保険料の納付に関する資料が現存していないため不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月は14万2,000円、同年7月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日から同年8月3日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた期間について、厚生年金保険の記録が無い。
給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成18年6月は賃金台帳において確認できる報酬月額から14万2,000円、同年7月は当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る資格取得の届出を失念したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野厚生年金 事案 1092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月12日

平成16年8月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 63 年 6 月まで

昭和 63 年 6 月頃、夫の歯科医院の厚生年金加入手続の際に、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったことが分かり、夫婦 2 人分の保険料を 2 回に分けて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿(補助簿)及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の資格取得日等の状況から、申立人は、平成 2 年 9 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対し、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の夫の歯科医院は、平成 6 年 12 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、この時点においても申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないところ、申立人は、「歯科医院の厚生年金加入手続の際に、申立期間の国民年金保険料を納付したと思っていたが、記憶違いかもしれない。」としている上、オンライン記録によると、申立人及びその夫は、昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を 2 年 10 月 31 日に、同年 4 月から同年 10 月までの保険料を、申立人は同年 10 月 17 日、夫は同年 10 月 18 日に納付していることが確認できることから、当該期間の保険料の分割納付を申立期間の保険料納付と混同している可能性がある。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連

資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。